

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年3月20日（平成27年（行情）諮問第151号）

答申日：平成28年7月15日（平成28年度（行情）答申第188号）

事件名：「「シミュレーション訓練用教材の在り方」研究成果（終了）について（報告）」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

以下の2文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

文書1 「シミュレーション訓練用教材の在り方」研究成果（終了）について（報告）（研定第3号）（研本研第21号。23.4.8）
（かがみを除く。）

文書2 別冊 「シミュレーション訓練用教材の在り方」研究成果

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年6月30日付け防官文第9530号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件対象文書の本来の電磁的記録形式を特定し明示するとともに、当該形式による複製の交付を求める。

諮問庁が情報公開請求に対して繰り返し隠ぺいを行っている事実は、平成22年度（行情）答申第75号及び平成25年度（行情）答申第233号から明らかであり、この点については、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において直接確認することを求める。

(2) 複製の交付について、本件対象文書の全ての内容が複製されたものであるかの確認を求める。

(3) 本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。

この点については、審査会において直接確認することを求める。

- (4) 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「研究本部及び各学校の平成22年度研究成果」（平成22年度研究本部史）（2012.9.14一本本B585）10頁）に該当するもの全て。（研究本部平成23年度報告分）」を求めるものであり、これに該当する行政文書として、「シミュレーション訓練用教材の在り方」研究成果（終了）について（報告）（研定第3号）」（研本研第21号。23.4.8）（以下「報告文書」という。）及び文書2を特定した。

開示決定等に当たっては、法11条の規定を適用し、まず、防官文第17145号により、報告文書のかがみについて開示決定を行い、その後、本件対象文書について、その一部が法5条3号の不開示情報に該当することから、平成26年6月30日付け防官文第9530号により当該部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は別紙のとおりである。

3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「本件開示決定通知書では電磁的記録形式の特定明示が行われておらず、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」が特定されたのか不明である。そこで国の解釈に従って、改めて本件対象文書の電磁的記録形式の特定明示を行うと共に、その電磁的記録形式での複写の交付を求める。」として、本件対象文書の本来の電磁的記録形式の特定明示を求めるが、法その他の関係法令において、電磁的記録の記録形式を特定し、明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしておらず、複写の交付についても適正に実施されている。

- (2) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、原処分において、スキャナにより読み取ってできたPDFファイル形式への変換による情報の欠落がないか、本件対象文書と開示した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している部分はないことを確認しており、当該開示の実施は適

正に処理されている。

- (3) 異議申立人は、「処分庁が平成24年4月4日付け防官文第4639号で認めるように、開示・不開示の判断を行わずに「本件対象文書の内容と関わりのない情報の付随を避ける」複写の交付は、法に反する」として、当該情報についても開示・不開示の判断を求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報等についてまで開示・不開示の判断をしなければならないような趣旨の規定はないことから、履歴情報等についての開示・不開示の判断は行っていない。
- (4) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別紙のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成27年3月20日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③同年4月9日 審議
- ④同月21日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤平成28年6月30日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥同年7月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、陸上自衛隊研究本部（以下「研究本部」という。）が陸上自衛隊におけるシミュレーション訓練用教材の在り方について研究（以下「本件研究」という。）を行い、その成果を陸上幕僚長に報告した文書であり、処分庁は、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は原処分を維持することが適当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 研究員の氏名

別紙の一連番号1に掲げる部分には、本件研究に携わった研究員の氏名が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、研究業務に携わる隊員が特

定され、当該隊員を狙った不当な働き掛けが行われるおそれがあるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 研究本部の編成に関する情報

別紙の一連番号2に掲げる部分には、研究本部の編成に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、研究本部の研究態勢及び能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 陸上自衛隊における練成訓練の在り方の検討に関する情報

別紙の一連番号3に掲げる部分には、陸上自衛隊における練成訓練の在り方の検討に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊における現在及び将来の運用能力や運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 陸上自衛隊におけるシミュレーション訓練用教材の検討に関する情報

別紙の一連番号4に掲げる部分には、陸上自衛隊におけるシミュレーション訓練用教材の検討に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊における現在及び将来の運用能力や運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙（原処分において不開示とした部分及び理由）

	不開示とした部分		一連 番号	不開示とした理由
文書 1	3 ページ	「別紙第 1」の表中，作 成者の一部	1	研究員の氏名については， これを公にした場合，研 究業務に携わる隊員が特 定され，当該隊員に対す る不当な働きかけが直接 行われるおそれがあるな ど，陸上自衛隊の任務の 効果的な遂行に支障を及 ぼし，ひいては我が国の 安全を害するおそれがあ ることから，法 5 条 3 号 に該当するため不開示と した。
	10 ページ	「別紙第 2」の「6 研 究組織」中，氏名の一部		
	3 ページ	「別紙第 1」の表中，作 成部署の一部	2	研究本部等の編成に関す る情報であり，これを公 にすることにより，陸上 自衛隊の研究態勢が推察 され，陸上自衛隊の任務 の効果的な遂行に支障を 及ぼし，ひいては我が国 の安全を害するおそれが あることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示 とした。
	10 ページ	「別紙第 2」の「6 研 究組織」中，役職の一部		
	6 ページ	「別紙第 1」の「付紙第 2」の表中，第 1－1 段 階及び第 1－2 段階の一 部	3	陸上自衛隊における練成 訓練の在り方の検討に関 する情報であり，これを 公にすることにより，陸 上自衛隊における現在及 び将来の運用能力及び要 領が推察され，陸上自衛 隊の任務の効果的な遂行 に支障を及ぼし，ひいて は我が国の安全を害する
7 ページ	「別紙第 1」の「付紙第 3」の表の一部			
文書 2	6 ページ	「（4）陸上総隊司令官 の練成訓練上の役割」の 一部		
	8 ページ	「a 脅威認識」の全部		

		「b 事態認識」の全部	おそれがあることから、 法5条3号に該当するため不開示とした。
9 ページ		「c 軍事科学技術の発展」の一部	
		「(イ) 練成訓練に及ぼす影響」の一部	
10 ページ		「イ 国内情勢」の一部	
11 ページ		「ア 陸上防衛戦略」の一部	
12 ページ		「(イ) 練成訓練に及ぼす影響」の一部	
		「ア 現状及び将来の変化」の一部	
		「(ア) 総合戦闘力発揮のための訓練基盤の提供」の全部	
13 ページ		「(イ) 海・空自衛隊との統合・共同演習の実施」の一部	
14 ページ		「1 全般」の一部	
		「(1) *** (0-1)」の一部	
		「(2) *** (0-2)」の全部	
15 ページ		「(3) 分析及び比較・結論」の一部	
		「3 将来の練成訓練の在り方」の一部	
16 ページ		「(1) 全般」の一部	
		「(2) 各個訓練」の一部	
		「ア 連隊等以下の訓練(職種部隊訓練)」の一部	
		「(ア) 全般」の一部	

	17ページ	「(イ) 諸職種連合部隊の練度向上のための重視対象(検討第1-2段階)」の一部		
		「(ウ) 戦闘団」の一部		
		「(エ) 師団・旅団」の一部		
	18ページ	「(オ) 方面隊以上」の一部		
	38ページ	「別紙第6-1」の表の一部		
	39ページ	「別紙第6-2」の表の一部及び凡例の全部		
	40ページ	「別紙第6-3」の表の一部		
	41ページ	「別紙第6-4」の表及び結論の一部		
	42ページ	「別紙第7」の図の一部		
	43ページ	「別紙第8-1」の表の一部		
	44ページ	「別紙第8-2」の表の一部		
	45ページ	「別紙第8-3」の表及び結論の一部		
文書 1	6ページ	「別紙第1」の「付紙第2」の表中、SIM訓練の必要性(第2段階)及びSIM教材の在り方(第3段階)の一部	4	陸上自衛隊におけるシミュレーション訓練用教材の検討に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊における現在及び将来の運用能力及び要領が推察され、陸上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	8ページ	「別紙第1」の「付紙第4」の表の一部		
	9ページ	「別紙第1」の「付紙第5」の表の一部		
	14ページ	「別紙第2」の「付紙第3」の表の一部		
文書 2	4ページ	「別紙第22」の「付紙第1」及び「付紙第2」		

	の一部		
	「別紙第23-1」の一部		
	「別紙第23-2」の一部		
20ページ	「(2) 諸職種連合部隊に求められるシミュレーション訓練要領(検討第2段階)」の一部		
22ページ	「(ア) 戦闘団に必要なシミュレーション訓練」の一部		
	「(イ) 師団・旅団に必要なシミュレーション訓練」の一部		
23ページ	「(ウ) 方面隊以上に必要なシミュレーション訓練」の一部		
	「3 諸職種連合部隊訓練に必要なシミュレーション機能」の一部		
24ページ	「1 教材整備の基本的な考え方」の一部		
25ページ	「2 優先順位の設定」の一部		
	「3 教材コスト抑制の方策」の一部		
26ページ	「(1) 諸職種連合部隊の実動訓練を支える教材整備(検討第3段階)」の一部		
27ページ	「ア C4ISR装備連接機能及び実動訓練との連携機能」の一部		
28ページ	「イ 方面総監部訓練機能及び評価システムの開発」の一部		
29ページ	「ウ 他訓練シミュレー		

		「ターとの接続機能の拡張」の一部		
		「ア 指揮所訓練用シミュレーション教材」の一部		
30ページ		「イ 実動訓練用シミュレーション教材」の一部		
		「ウ 射撃訓練用シミュレーション教材」の一部		
		「(4) 改善(接続)するシミュレーション教材」の一部		
31ページ		「1 海・空自シミュレーションとの接続」の一部		
		「2 方面総監部等指揮所訓練用教材に必要な機能について」の一部		
		「3 統合演習のための方面総監部指揮所訓練用教材の基本的考え方」の一部		
32ページ		「○ 方面総監部等指揮所訓練用教材」の一部		
		「○ 統合訓練用教材」の一部		
36ページ		「別紙第4」の表の一部		
46ページ		「別紙第9-1」の表の一部		
47ページ		「別紙第9-2」の表の一部		
48ページ		「別紙第9-3」の表及び結論の一部		
49ページ		「別紙第10」の図の全て		
50ページ		「別紙第11」の図の全て		

51 ページ	「別紙第12」の図の全て		
52 ページ	「別紙第13」の図の全て		
53 ページ	「別紙第14」の図の全て		
54 ページ	「別紙第15」の図の全て		
55 ページ	「別紙第16」の図の全て		
56 ページ	「別紙第17」の図の一部		
57 ページ	「別紙第18」の図の一部		
58 ページ	「別紙第19-1」の図の一部		
59 ページ	「別紙第19-2」の図の一部		
60 ページ	「別紙第20-1」の図の一部		
61 ページ	「別紙第20-2」の図の一部		
62 ページ	「別紙第21-1」の図の一部		
63 ページ	「別紙第21-2」の図の一部		
64 ページ	「別紙第22」の図の一部		
65 ページ	「別紙第22 付紙第1」の図の全て及び標題の一部		
66 ページ	「別紙第22 付紙第2」の図の全て及び標題の一部		
67 ページ	「別紙第23-1」の図の一部		
68 ページ	「別紙第23-2」の図の一部		

	69ページ	「別紙第24」の図の一部		
	70ページ	「別紙第25」の図の一部		

(注) 「不開示とした部分」の頁番号は、各文書の各頁右上に記載の頁番号を指す。